

下水道使用料が コンビニエンスストアでおさめることができます

平成23年度第1期の下水道使用料分からコンビニエンスストアで納付できるようになります。

役場の閉庁時、金融機関で納付できない日でも、曜日や時間を気にすることなく全国のコンビニエンスストアで、いつでも納めることができます。なお、役場や金融機関についても従来どおり納入出来ます。

コンビニエンスストアで納付できる使用料は？

・下水道使用料(5月・1期分)です。

取り扱いできるコンビニエンスストアは？

・セブンイレブン ・ローソン ・ファミリーマート
・デイリーヤマザキ ほか20店舗 です。

取扱店は納付書の裏面に記載されていますので、そちらをご参照下さい。

納付できない場合がありますか？

・コンビニ収納用のバーコードがない場合
・破損や汚れによりバーコードが読み取れない場合
・金額の訂正があった場合
・納付金額が30万円を超える場合
・納入期限を過ぎている場合 です。



24H



お問い合わせ先

・下水道使用料
下水道課

275-8356

